

第 2 1 回川崎市長選挙 映像・印刷ソフト、ポスター制作等業務委託 仕様書

1 委託業務の目的

令和 7 年 1 0 月 2 6 日に執行される「川崎市長選挙」は地域住民の福祉の向上と地域社会の発展を担う市民の代表者を選ぶ、市民の生活に密着した身近な選挙であり、この重要な選挙が明るくきれいに行われるためには、すべての有権者が選挙のルールを守り、積極的に投票に参加することが必要です。

このことから、川崎市選挙管理委員会では、CM 動画、ポスター・チラシ等の印刷物、各種啓発物品等を制作し、本市が有する広報媒体等を活用し啓発を実施するほか、様々な広告媒体にも展開させることで、選挙の執行やその期日、また、寄附禁止などのきれいな選挙に向けた啓発について広く発信・周知し、より多くの有権者に投票参加の呼びかけを行います。

この業務は、その一環として次に掲げる「3 委託内容」の「(2)～(4)の業務内容」について委託をするものです。

2 啓発事業の基本理念

- ・重点ターゲットは若年層世代（10代から20代）及びファミリー層や子育て世代
- ・選挙名・投票日・各種投票制度・投票方法等の幅広い年齢層への周知
- ・マスメディア（新聞、テレビ等）のみならず、SNS 等にも波及する啓発であること。

委託する啓発事業は、この基本理念に重点を置き、若年層やファミリー層が政治や選挙への関心を高め、投票意欲を高めることを目的とするものであり、この目的を達成しうるプランを提案すること。

3 委託内容

(1) 共通事項

- ① 映像ソフト（CM動画）と啓発物品以外の印刷物等のデザインは、統一したイメージを保つように、**キャッチコピー、デザイン、字体、色づかい等は共通したものを使用すること**とします。ただし、映像ソフト（CM動画）と啓発物品についても統一したイメージを損なわないように努めてください。
- ② **統一したイメージのテーマとしては、選挙に初めて参加する18歳、19歳の有権者や子ども連れで投票所に来る子育て及びファミリー世代などへの訴求効果があるものとしながら、その一方でその他の年代からの共感も得られるもの**としてください。
- ③ 作成するイメージ及び実施する広報全般において、男女共同参画の視点に配慮し、本市作成の『公的広報の作成に関する表現の手引』を参考に、性別に基づく固定的な役割分担意識やイメージにとらわれない表現をするように十分に注意してください。また、カラーユニバーサルデザインにも配慮してください。
- ④ 選挙期日（令和7年10月26日（日）、投票時間（朝7時～夜8時）、選挙名「川崎市長選挙」、本市選挙マスコット「イックン」は必ず掲載することとしますが、選挙マスコットについては、全体のイメージを損なわない範囲の挿入をお願いします。
※ イックンについては、本市が提供するイラストパターンの印刷以外については、著作権者との権利に関する調整・費用等が必要になり、本契約の受注者が対応・負担するものになります。
- ⑤ 「一般市民のイメージ、または文字、イラスト、アニメ等による提案」も「著名人を起用する提案」も同様に審査します。
- ⑥ 起用する素材（イラストや著名人、キャラクター等含む）については、立候補が予定されている方の氏名等又は類推、想像できる素材等は避けるとともに、当該起用者の政治的背景（例えば、過去に特定政党や特定候補者の政治活動又は選挙運動において使用されたことがある等）を配慮し、選挙の公平、公正、中立が確保されるよう十分注意してください。なお、キャッチフレーズについても、同様に十分注意してください。
- ⑦ 著名人等のキャラクターを起用する場合は、現在川崎市内に在住しているか、または過去に在住したことがあるなど、**川崎市に縁（ゆかり）があり、そのことについて公表してもよいキャラクター等を起用**してください。
川崎市内に立地する企業や現職の施策をイメージさせる著名人等のキャラクター等の起用は避けてください。疑義がある場合は、必ず選挙管理委員会担当者まで確認してください。
- ⑧ 著名人を起用した場合、記者発表の際に投票を呼びかけるメッセージの提供や街頭啓発、また本市において選挙権を有する場合は、期日前投票をする際に報道の写真撮影等のパブリシティにできる限り御協力いただきます。
- ⑨ 採用された企画の著作権は、川崎市に帰属するものとします。また、採用された企画は、趣旨を損なわない範囲で一部修正を依頼することがあります。
- ⑩ 採用された企画に基づき、報道発表資料の作成に御協力いただきます。
- ⑪ ポスター等のキャラクター、デザイン等の版下データは、市政広報紙等及びインターネットホームページに転用できるものとします。なお、不正なダウンロードを防ぐための措置は、別途本市が契約するインターネットホームページ制作会社において行うこととします。

- ⑫ (3) のデザイン等の版下データ（以下、「版下データ」とする。）を利用して、受注者以外の委託業者等が作成する横断幕等の広報物については、版下データを利用して作成する限りは、肖像権の権利者等への完成物の確認は不要としてください。（版下データを利用した場合でも、肖像権の権利者等への確認・調整が必要な場合には、本契約の受注者が、作成を担当する委託業者等との調整を含め対応すること。）

(2) 業務内容（物品の制作等）・納品期限：令和7年9月10日頃までを予定

ア CM動画（アゼリアビジョン等で使用）の制作

- ① 有権者の1票の大切さ、投票参加を呼びかけるCM動画を字幕等の文字情報及び川崎市ブランドメッセージ（素材は本市提供）入りで制作するものとします。
- ② CM動画の所要時間は15秒ものとし、マスターテープ制作後、DVDにて完全パッケージを1本納品するものとします。また、一般のブルーレイ及びDVDプレイヤーでループ再生できる形式のものをDVDにて10枚、高解像度及び低解像度の動画をPC再生及びデータ移動させることのできる3種類のデータ形式（MP4、WMV、MPEG2）にしたものを1つのDVDにまとめ10枚納品するものとします。
- ③ CM動画と同じ内容のものを川崎市長選挙等用インターネットホームページに公開するため容量を軽くし、WMV形式でDVDにて納品するものとします。なお、不正なダウンロードを防ぐための措置は、別途本市が契約するインターネットホームページ制作会社の責任において行うこととします。

イ 縦型デジタルサイネージ用データ（庁舎内縦型デジタルサイネージ等で使用）

- ① 有権者の1票の大切さ、投票参加を呼びかけるデジタルサイネージ用の縦型データ（動画及び静止画）を制作するものとします。
- ② 動画及び静止画の仕様は次のとおりです。

	動画	静止画
サイズ	1080 (横) x 1920 ピクセル(縦) (9:16 サイズ)	
時間	15 秒	-
形式	MP4 (H.265)、MOV、GIF、PowerPoint など	jpeg
備考	川崎市ブランドメッセージ（素材は本市提供）を入れること。	

※ 横型の動画を使用する場合などは、『公共動画テンプレート』（PowerPoint データ）を活用するなどして作成すること。

※ 掲出先の状況によりサイズ等について、協議の上、調整を行う可能性があります。

ウ ポスターの制作（配送を含む）

- ① 有権者の1票の大切さ、投票参加を呼びかけるポスターを制作し、配送するものとします。
- ② ポスターの規格等は、次のとおりとします。
サイズ B1判（縦）（1030mm×728mm） 1,000枚
B3判（横）（364mm×515mm） 3,000枚
色数 4色（フルカラー）
紙質 アートコート紙135kg
- ③ 納品場所（川崎市内10箇所程度）については、別途指示します。
なお、このポスターのうちB1判のものは、(4)のとおり川崎市内の鉄道各駅に掲出するため、受注者において150枚（貼替え用の予備を含む）を保管するものとします。

- ④ 「(1) ⑪」に示すように、市政広報紙等へポスターの図を掲載するので、B 1 判（縦）、B 3 判（横）ともに J P E G 形式のデータを納品するものとします。なお、データの納品期限は、(3) に準じ、令和 7 年 8 月 2 5 日頃までとします。

また、報道各社の求めに応じて、その画像を提供することがあります。

- ⑤ ポスターには、「(1) 共通事項」の「④」に示すもの以外に次を掲載するものとします。

期日前投票・不在者投票

【期間】 1 0 月 1 3 日（月）～1 0 月 2 5 日（土）

【時間】朝 8 時 3 0 分～夜 8 時（国際交流センターは朝 9 時～）

【場所】選挙人名簿に登録されている区の区役所、支所、出張所など

※当日投票が出来ない場合の期日前投票及び不在者投票への呼びかけのフレーズ

※政治家の寄附禁止

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）が選挙区内の者・団体等に対してお金や物を贈ることや、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることは禁止されています。

*この文言は、一部変更する場合があります。

エ 啓発物品の制作

- ① 選挙期間中の街頭啓発の際に広く市民へ配布する啓発物品を制作します。

- ② 啓発物品の制作個数は 2 6, 0 0 0 個です。

【内訳】川崎市選挙管理委員会（5, 0 0 0 個）、各区選挙管理委員会（各 3, 0 0 0 個）を予定。（契約後に改めて連絡する。）

- ③ 啓発物品は、統一したイメージを損なわないようポスターに準じたデザインとし、期間、時間、場所等の情報を周知できるように制作してください。

- ④ 納品は、指定された部数を市及び区選挙管理委員会に直接納品すること。

オ その他

ア及びイについては、() 内の例示以外の民間施設のモニター及びサイネージ等の広告媒体でも放映します。

(3) 業務内容（デザインデータの制作）・納品期限：令和7年8月25日頃までを予定

庁舎等に掲出する懸垂幕等のデザインをし、版下データを制作し、CDにて3枚納品するものとします。

【掲出物一覧】

掲出物	基本サイズ（縦×横）	材質等（想定）
懸垂幕（各区役所）	8,000 mm× 900 mm	トロマット
懸垂幕（橋出張所）	6,000 mm× 700 mm	トロマット
立看板（各出張所）	1,500 mm× 600 mm	木製パネル
柱巻き（第3庁舎）	2,000 mm× 1,000 mm	
横断幕（市内各学校）	800 mm× 3,200 mm	ターポリン
横断幕（J R線登戸駅）	850 mm× 8,000 mm	ターポリン
横断幕（※1） （小田急線新百合ヶ丘駅）	800 mm× 3,200 mm	ターポリン
のぼり旗 （公共施設、市内各小学校）	1,500 mm× 450 mm	トロマット テトロンポンジ
ステップ広告 （川崎地下街S 4階段）	150 mm× 4,800 mm	最下段から19段（※2）
ステップ広告 （J R川崎駅北口）	135 mm× 2,354 mm	最下段から10段（※3）
ピラー広告（※4） （J R川崎駅東西自由通路）	2,200 mm× 1,000 mm以内	
覆い看板 （J R川崎駅東西自由通路）	1,500 mm× 910 mm	ターポリン（4面）
スーパーシート広告 （小田急線新百合ヶ丘駅）	950 mm× 7,300 mm	
バナーフラッグ （J R登戸駅）	B 1判サイズ（縦）	
バス正面幕	445 mm× 890 mm	テトロンポンジ
折込チラシ等広報紙	適 宜	
Web 広報（HP・SNS バナー等）	適 宜（※5）	

掲出先（掲出種類）や各掲出物のサイズが変更となる場合がありますので、デザインデータ制作前に確認をお願いします。また、上表に記載のほか、必要に応じて追加で指定したデザインデータを制作していただく場合があります。

- ※1 小田急線新百合ヶ丘駅の横断幕については、他のデザインよりも色の数、面積を減少したものとします（契約後指定します）。
- ※2 川崎地下街S 4階段のステップ広告は19段全体で一つのデザインとします。
- ※3 川崎駅北口のステップ広告は10段全体で一つのデザインとします。
- ※4 ピラー広告については、別途、指示する注意書きの文言等をデザインすること。
- ※5 Web 広報（HP・SNS バナー等）については、用途に応じてサイズ・デザイン等を4～7種類程度、作成していただきます。

(4) 業務内容（その他）

ア 駅貼りポスター掲出業務

- ① 令和年7年10月12日（日）から令和7年10月26日（日）までの15日間、次の各駅よりポスターの掲出許可を得て、掲出し、期間中の管理（汚破損や掲示板から剥れた場合に駅から連絡を受けるように手配し、新しいものに貼替える作業）、撤去を行う業務（撤去は極力速やかに行うこと）。
- ② 掲出するポスターは、「(2) のウ」で制作したB1ポスターとします。
- ③ 掲出場所

JR 線	
川崎	4 枚
尻手	2 枚
矢向	2 枚
鹿島田	2 枚
平間	2 枚
向河原	2 枚
武蔵小杉	4 枚
武蔵中原	2 枚
武蔵新城	2 枚
武蔵溝口	2 枚
津田山	2 枚
久地	2 枚
宿河原	2 枚
登戸	2 枚
中野島	2 枚
稲田堤	2 枚
新川崎	2 枚
計	38 枚

武蔵小杉駅については、横須賀線と南武線で4枚とする。

東急線	
新丸子	2 枚
武蔵小杉	2 枚
元住吉	2 枚
二子新地	2 枚
高津	2 枚
溝の口	2 枚
梶が谷	2 枚
宮崎台	2 枚
宮前平	2 枚
鷺沼	2 枚
計	20 枚

京王線	
京王稲田堤	2 枚
若葉台	2 枚
計	4 枚

小田急線	
登戸	2 枚
向ヶ丘遊園	2 枚
生田	2 枚
読売ランド前	2 枚
百合ヶ丘	2 枚
新百合ヶ丘	2 枚
柿生	2 枚
五月台	2 枚
栗平	2 枚
黒川	2 枚
はるひ野	2 枚
計	22 枚

京浜急行線	
京急川崎	2 枚
八丁畷	2 枚
港町	2 枚
鈴木町	2 枚
川崎大師	2 枚
東門前	2 枚
産業道路	2 枚
小島新田	2 枚
計	16 枚

全路線合計		
JR 線	17 駅	38 枚
東急線	10 駅	20 枚
小田急線	11 駅	22 枚
京王線	2 駅	4 枚
京浜急行線	8 駅	16 枚
合計	48 駅	100 枚

- ④ 鉄道会社、駅によって、**日（*）以降からの掲出とされている場合は、期間内で極力早期に掲出することとします
- ⑤ 指定された駅で必要な掲示枚数分の掲示枠を確保できなかった場合（他のポスターの先約がある場合等）は、鉄道各社が定める駅の等級にしたがって、別の同等駅に掲出しても結構です。なお、JR南武線の一部駅等、当初から駅貼り広告を募集していない駅については、別の駅に振り替える必要はありません。
- ⑥ 公共割引等の制度がある場合については、できる限りその制度を利用してください。
- ⑦ 業務完了後、速やかに鉄道各社が発行する「掲出証明書」を提出するものとします。

イ JR川崎駅東西自由通路天井吊下大型バナー広告の制作・掲出

- ① 令和7年10月5日（日）から令和7年10月26日（日）までの22日間、川崎駅東西自由通路に大型バナー広告を掲出し、期間中の管理を行う業務。掲出作業は、10月4日（土）の深夜に行うものとします。なお、大型バナーの取付けに際しては、十分な強度の得られるものとし、その方法について書面をもって提出するものとします。
- ② 大型バナーのサイズは、縦2,300mm×横3,000mmの両面刷りとし、少なくとも2種類以上の異なったデザインのものを出すものとします。また、大型バナーの設置する際の総重量は、バナー本体及び掲出するためのパイプ・設置部材等を含め20kg以下とします。（詳細については、契約後に調整します。）
- ③ 掲出枚数は、6枚（12面）とします。
- ④ 設置完了後、速やかに、大型バナー広告が掲出されている状態の全景写真、設置作業中の写真等を提出するものとします。

ウ 交通広告における15秒CMの放映

「(2) 業務内容（物品の制作等）」のアのCM動画フィルムを使用して、次の①から④の交通広告を行うものとします。

- ① 令和7年10月13日（月）から令和7年10月26日（日）までの14日間、JR南武線トレインチャンネルにおいて放映する業務
- ② 令和7年10月13日（月）から令和7年10月26日（日）までの14日間、京急川崎駅の改札外に設置してあるデジタルサイネージ（8台）においてフルジャック放映（3分放映）する業務
- ③ 令和7年10月13日（月）から令和7年10月26日（日）までの14日間、東武蔵小杉駅の「武蔵小杉駅こすぎアイ」（改札内及びホーム）において放映する業務
- ④ ①～③の設置完了後、速やかに、それぞれの広告が掲出されている状態の全景写真等を提出するものとします。

エ タブロイド版のチラシの制作及び新聞折込

- ① 表面（1／2又は全面）はポスターと同じデザインを使用してカラー刷りとし、裏面は別途市選挙管理委員会から支給するデータに基づいて単色刷りとするタブロイド版のチラシを制作するものとします。なお、紙質は、コート65.5kg又はこれに準じるものとします。
- ② 制作したチラシは、別途指示する月日に川崎市内に配達される、日刊5大紙、東京新聞、神奈川新聞の計7紙に折込を行うものとします。
- ③ 印刷部数は新聞折込に必要な部数に下記を追加した部数とします。

【新聞折込以外の部数】

川崎市選挙管理委員会	(1000部)
各区選挙管理委員会	(1区400部×7区)

オ 選挙公報広告原稿作成

- ① 提出は、ai データ及び pdf データ及びゲラ 3 枚とする。なお、印刷及び印刷における微修正等は、別途、本市が委託する業者が行うが、印刷に当たり微修正では対応できない修正となった場合には、受注者において行うこと。
- ② 規格「515mm×380mm」及び「220mm×380mm」、「220mm×190mm」の3種類を予定（正式には後日連絡します。）。
- ③ 原稿のカラーモードは、CMYKモードでK（スミ）とし、画像解像度はグレースケール 350dpi、モノクロ 2階調 1200dpi とする。また、裏写りを避けるため、啓発文の文字は、若干薄くする。ただし、啓発文のうち投票日及び投票時間を示す数字については、有権者への注意喚起の観点から、啓発文の他の文字よりポイント数を大きくし、かつ若干濃くする。
- ④ 「515mm×380mm」の原稿においては、2つに折ったときに折り目が文字にかからないようにする。
- ⑤ デザインは他のデータと統一感があるものとする。なお、啓発文の内容は、別途指示する。
- ⑥ 作成したデータは、CDにて3枚を納品すること。
- ⑦ 納品日については、8月中旬以降を予定するが、正式には別途、調整の上、連絡する。

カ 投票所来場証明書（投票済証明書）のオリジナルデザイン及び作成

- ① サイズは「55mm×91mm（名刺サイズ）」とし、紙厚は「0.18mm以上」とし、印刷は、フルカラー両面印刷を基本とする。
- ② デザインについては、次のことを考慮し受注者が行うものとする
 - ・ 「集めなくなる」「手に取りなくなる」ようなおしゃれなデザイン
 - ・ SNS等に投稿したくなるデザイン
 - ・ 「川崎をもっと好きになる」「市の魅力をアピールできる」デザイン※ 上記に加え、既存の専用台紙に貼ることも想定したデザインとすること。
- ③ 投票済証明書には、次のものを原則として表示すること。
 - ・ 選挙執行日 ・ 選挙名 ・ 「投票済証明書（投票所来場証明書）」
 - ・ 「川崎市・区選挙管理委員会」 ・ イッくん及び名前等 ・ 2次元コード及び説明文
- ④ 作成部数は200,000部とし、100部単位で結束の上、指定された部数を市及び区選挙管理委員会に直接納品すること。
- ⑤ デザインやその他の事由により、①及び③について変更を希望する場合には、事前に必ず発注者の許可を得ること。
- ⑥ 納品日は、3（2）に準じ、9月10日頃を予定とするが、正式には別途、調整の上、連絡する。

キ 提案者からの提案事業

- ① 提案者による提案として２～３程度の事業を提案してください。
- ② 重点ターゲットの学生を含む若年層（１０代～２０代前半）及びファミリー層・子育て世代（２０代後半～３０代）有権者を主とした多くの有権者の投票参加につながる広報媒体等を活用した啓発事業を契約上限額の範囲内で企画し、実施するものとします。なお、本事業の広報範囲は川崎市内を原則とします。
- ③ 提案にあたっては、「若者の間で話題になるような工夫」や「親子が連れ立って投票に行くきっかけ作り」、「選挙期間中効果が継続するような工夫」に力を入れた若年層向けの啓発企画について提案するものとし、パブリシティにも十分配慮をしてください。
- ④ 川崎市・区選挙管理委員会及び選挙の品位を汚す可能性がないことを充分検討の上、提案するものとします。

ク その他

ア、イ、ウの掲出・放映期間や場所は、一定の目安を示したものですので、予算金額の範囲で「キ 事業者による提案事業」を充実したい場合等は、適宜縮小、短縮しても結構です。

ただし、縮小、短縮した場合は、これらも審査の重要な要素となりますので、それぞれの掲出（上映）期間・場所を明確にしてください。

4 契約期間

本業務の契約期間は、準備期間等を含めて契約を締結した日から令和7年11月10日(月)までとします。

5 再委託に係る特記事項

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託することはできません。
- (2) 受注者は業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面「再委託承諾申請書」を市選挙管理委員会へ提出し、その承諾を受けなければならないものとします。
- (3) 受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとします。
- (4) (1) 及び (2) 並びに川崎市委託契約約款第5条に規定する「主要な部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできないものとします。
- (5) 受注者は、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施してください。

6 その他

- ① 「3 委託内容」の(4)ア、イ、ウ、エ、カ、キの実施事業については、令和7年11月10日(月)までに記録写真等を含めた報告書を提出すること。(なお、報告書に使用した「3 委託内容」の(4)ア、イ、ウ、エ、カ、キの実施事業の画像データ(jpeg形式(約1MB程度))についても併せて提出すること。))
- ② 選挙執行日に変更となる場合、納品期限や掲出時期、報告時期等については、協議・調整するものとする。